

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納
税告知処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年11月8日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年12月25日判決、本資料
262号-272・順号12122)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年5月30日判決、本資料2
63号-98・順号12222)

決 定

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	坂本 正幸ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成25年11月8日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 千葉 勝美

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。